

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（抄）

（借入金及び社債）

第三十九条（略）

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3～5（略）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）（抄）

（機構の借入金及び社債発行の限度額）

第三条 法第三十九条第二項に規定する政令で定める金額は、五千億円とする。